

初芝体育館駐車場機器等一式設置仕様書

1. 目的

この仕様書は初芝体育館内の駐車場利用について、時間制による駐車料金が徴収できるシステム機器の設置に関する仕様を定め、利用者の利便性及び安全のため自動ゲート式料金精算システム機器の設置を行うことを目的とする。

2. 物件設置場所

初芝体育館（堺市東区野尻町2 2 1－4）

3. 機器設置の期限

令和9年2月28日までに機器の設置及び試運転を完了し、使用可能な状態とすること。

4. 機器構成

＜既設出入口の更新＞

① 駐車券発行機	1 台
② 全自動料金精算機	1 台
③ 割引認証機	1 台
④ カーゲート	2 台
⑤ バーキャッチャー	2 台
⑥ 出口出庫灯	1 台
⑦ 入口満空表示灯	1 台
⑧ インターホン	親機 1 台・子機 2 台
⑨ ループコイル	4 面

5. 機器仕様（既設出入口の更新）

① 駐車券発行機

- ・ 機器本体は、防雨構造を施すこと。（メーカー標準色）
- ・ 駐車券の装着は 2 巻セット以上とし、片方の駐車券が切れる際に自動切換えを行い、連続使用が可能であること。
- ・ 満車時、発券を停止し、入庫車両に対して満車であることの案内が可能であること。
- ・ 手動で発券が可能であること。
- ・ 駐車券には、入庫日、時刻や名称その他、駐車場内の注意事項や本市が指示する内容を鮮明に記載できること。
- ・ 停電時には、24 時間以上のデータをバックアップできること。
- ・ 駐車券発行口には、防雨対策を施すこと。

② 全自動料金精算機

- ・ 機器本体は、防雨構造を施すこと。(メーカー標準色)
- ・ 駐車券発行機で発行した駐車券を読み取り、料金を精算できること。
- ・ 使用できる金種は、10 円、50 円、100 円、500 円硬貨、紙幣は 1,000 円とする。
- ・ 釣銭は既設設備と同等以上の収納能力を有すること。
- ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応した領収書を発行できること。
- ・ 料金精算後、出庫灯へ信号出力ができること。
- ・ 料金区分に応じた精算機能を有すること。
- ・ 集計機能を有すること。
- ・ 停電時には 24 時間以上のバックアップができること。
- ・ 駐車券挿入口には防雨対策を施すこと。
- ・ 工具等による不正開放及び現金盗難を防止する防犯機能を有すること。

③ 割引認証機

- ・ 割引設定は 4 パターン以上設定可能とすること。

④ カーゲート

- ・ 機器本体は、防雨構造を施すこと。(メーカー標準色)
- ・ ゲートバーは屋外使用に必要な耐候性及び耐久性を有し、車両又は人との接触・破損時の危険を軽減できる材質・構造とすること。
- ・ 落下防止のセンサー等により接触事故等を防止する安全機能を有すること。
- ・ バーの開閉は、手動操作が可能な機種とし、非常時にバーを開放した際にその状態を安全に保持できること。

⑤ バーキャッチャー

- ・ 機器本体は、防雨構造を施すこと。(メーカー標準色)
- ・ ゲートバーを閉鎖位置で保持し、不正な持ち上げ等による通行を防止できること。
- ・ 手動操作が可能な機種とし、非常時に解放できること。

⑥ 出口出庫灯

- ・ 出口機器からの信号を受け、ブザー、回転灯や LED 表示等により通行者や通行車両に対して出庫を知らせる機能を有すること。

⑦ 入口満空表示灯

- ・ 駐車場の満空状況を入庫車両に知らせる機能を有すること。

⑧ インターホン親機・子機

- ・子機は駐車券発行機及び全自動精算機に搭載し、事務室内に設置した親機と通話機能を有すること。

⑨ ループコイル

- ・出入口に設置したループコイルにより車両の入出庫を検知できること。
- ・ゲートバーの開閉制御及び安全装置と連動できること。

6. 特記事項

- (1) 装置の設置並びにこれに伴う配線・各機器との結線等は試運転、調整等を十分に行い、的確に実施すること。また、既存装置と連動させ一体運営ができるようにすること。
- (2) 既設の基礎、配管及び配線は流用可能とする。
- (3) 本仕様書で指定した機器以外で更新の必要なものがある場合は、受注者負担で更新をすること。
- (4) 装置設置、配線等の施工に関する詳細は、別途協議することとし、指示事項については誠意をもって対応すること。
- (5) 新設装置のメーカー保証期間は、設置後 1 年間とする。
- (6) 既設機器のうち更新により不要となったものは受注者負担で撤去を行い、本市が指定する場所に整理し、集積すること。